



監査報告書

平成 29 年 5 月 17 日

社会福祉法人桜育心福祉会
理事長 佐藤 悦光 様

社会福祉法人桜育心福祉会

監事 宮田 博美 
監事 藤井 = 佐枝 

社会福祉法第 40 条の規定及び同法により所轄庁である千葉市長の認可を受けた、社会福祉法人桜育心福祉会定款第 18 条の規定に基づき、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の業務執行の状況及び本法人の財産の状況について平成 29 年 5 月 17 日当法人遊戯室において監査を行ったので、次のとおり報告いたします。

1、監査の手続きの概要

- (1) 理事の業務執行につきましては、関連する法令及び通知並びに本法人定款に従い、理事会に出席し、理事から業務報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討いたしました。
- (2) 本法人の財産の状況につきましては、関連する法令及び通知並びに本法人定款に従い、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて決算報告の正確性を検討いたしました。

2、監査意見

- (1) 事業報告書の内容は、本法人の事業の執行状況を正しく示し、適正と認めます。
- (2) 理事の業務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に抵触する事実はないと認めます。
- (3) 資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録並びに附属明細書（以上「決算報告書」）は、本法人の収入と支出の状況及び財産、資産と負債の状況を正しく示し、適正と認めます。

以上